

世界のエンジニア資格情報 06 ～独占業務編～

青葉 堯

社団法人日本工業技術振興協会

1. 公益とローカルの権益

あまり知られていないことであるが、日本の技術士法(第45条の2)には、技術士に公益確保の責務があると記している。この公益確保というのが、エンジニア資格の地位を確固たるものにするのである。世界のエンジニア資格は、公益確保を重視している。しかし、法律で明文化したものは少なく、日本の技術士は世界でも優れた地位にあり、もちろん国際的に通用する。

エンジニア資格の国際化が進むことは間違いないが、だからと言って、ローカル(地元)のエンジニア資格の権益が国際的に市場開放されると言うのは言い過ぎである。なぜならば、国家というものの自体がローカルの権益を主張するものだからである。外国のエンジニアが、エンジニア資格の国際化を理由に、ローカル(地元)のエンジニアの仕事を取るようなことは、現実には非常に困難である。

APEC エンジニアでは、どこでも英語で良いことになっているが、日本では日本語だけが公用語で、市役所が英語の仕様書を受け取ったという話は聞いていない。そのような現実をふまえて国際化の議論をする必要がある。

英語に習熟すれば国際的活動に有利である。英語で会議する会社があるが、社員が英語に習熟する機会を持つ良い施策である。しかし、日本人が英語で議論して本当の議論ができるであろうか。日本語でしか表せない日本の文化がある。実際に英語の会議と言っても、参加者の英語レベルは、できると言う人でも大したことはなく、形式的な話しかできていない。

2. エンジニア資格の独占業務

エンジニアは特別の能力を持つために、社会に危険を及ぼすこともある。資格者の独占業務は、資格者の保護のためではない、社会に棄権を及ぼさないための規制である。エンジニアの資格は専門別に多数あり、独占業務も多岐にわたる。資格取得の難易度と独占業務の大きさとは関係がないので、独占業務に関心がある人は、有名資格にこだわらない方がよい。世界のエンジニア資格で最も有名で、難易度が高い米国 PE でも、独占業務は事実上シビル関係に限られる。日本の技術士は難易度が非

常に高く、それに対応する評価を得られるが、独占業務は制度上殆どない。これには若干の補足説明が要る。

技術士の主管は文部科学省であるが、文部科学省には、学校の他は独占業務そのものがない。国土交通省には、シビル関係の独占業務がある。国土交通省主管のエンジニア資格はあるが、技術士試験合格者を同等のエンジニア資格と認めることにした。これによって、シビル関係の技術士に事実上特権業務を生じたわけである。

3. エンジニア資格の更新

世界のエンジニア資格は、独占業務の品質維持のためとして、2年程度で更新審査がある。例えば米国 PE では2年で更新する。ちなみに日本の技術士では更新がない。制度上独占業務が殆どなく、更新の必要がないからで、終身有効である。エンジニア資格更新のときに、CPD 記録を必要とする。

CPD の進め方については、とくに、大学で社会人の CPD 講座を開講することが行われているので、大学側の対応が必要である。CPD について、日本では考え方が明確になっていないが、米国 PE の考え方は明快である。CPD 記録は、エンジニアリングエシックスに基づいて自己責任で記録するとしている。従って、CPD 事業をだれかの仕事にしようという発想はない。CPD は第三者の証明は不要で、自分で記録する。現役のエンジニアであれば、普通の活動で十分にクリアーできる。

ところで、CPD は60歳までという話がある。米国 PE では、PE 全体で成文化されてはいない。しかし、米国 SME では、技術者資格者(PE の一種)に、CPD 記録の報告を求める(米国資格の中では SME が一番厳格と言われている)が、60歳以下は、報告不要と決めている。

米国 PE 資格では、2年の CPD 記録を提出する。ただし、記録そのものではなく、2年間で30時間の記録があるという報告である。州によっては、抜き取りで、記録の検査をすとしているが、60歳以上ではなさそうである。

米国で CPD を60歳までとしたのには明確な理由がある。人間には寿命があるという原理に発する一種の定年である。現役のエンジニアは、CPD で能力向上するのは60歳までだろうという米国人一般の観察だと思ふ。定年は、個々の当事者に見れば誠に心外であるが、全体の現実として見れば、やむをえないというしかないと思ふ。

会社を定年(60歳以上)になったエンジニアには、CPD も定年になったのだと言ってあげるのが親切である。生涯研鑽に努めることは良いか悪いかなどと議論をしては方向を誤る。